

津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務公募型プロポーザル実施要項

1. 趣旨及び目的

津野町では、令和7年2月の町制施行20周年を記念して、津野町民としての郷土愛の醸成や町内外へのPRに寄与することを目的に、たくさんの町民の皆さんに親しまれる、オフィシャルマスコットキャラクターを制作する事業について公募型プロポーザル方式により制作事業者を選定します。

2. 委託業務

(1) 業務名

津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務

(2) 業務内容

別紙1「津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務仕様書」に示す内容

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで。（ただし、期間を延長する場合があります。）

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案限度価格

4,697,000円を上限額とする。（消費税及び地方消費税の額を含む）

なお、提案限度価格を超える提案については無効となります。

(6) 納入場所

津野町役場まちづくり推進課

(7) 支払方法

業務完了後の一括払い

3. 参加資格

本プロポーザルに参加するには本実施要項の公告日において、次の要件を全て満たす者とします。

(1) 法人格を有する事業者であること

(2) 過去5年間に公共団体及び民間事業者等が発注した本業務と類似業務実績があること

(2) 国税、地方税等の税について滞納がないこと

(3) 次のいずれにも該当しないものであること

ア. 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者

イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく会社更生手続き開始申立てを行った者で、同法に基づく会社更生手続き開始の決定を受けていない者

ウ. 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基

づく特定債務等の調整に係る調定の申立てを行った者

エ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 ）第 2 1 条に基づく再生手続開始の申立てを行った者
で、同法に基づく再生手続開始の決定を受けていない者

オ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の一般競争入札に参加
させることができない者又は同条第 2 項の一般競争入札に参加させないことができる者

カ. 津野町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 19 号）第 2
条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当した者

（4）参加表明書等の提出時において、津野町建設工事指名停止措置要綱（平成 18 年要綱）
に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。なお、参加表明書等の提出期限の日から契約
締結までの間に、津野町から指名停止等の措置を受けたときは、本事業の参加資格を喪失する
ものとします。

4. スケジュール

スケジュール及び書類等の提出期限は次のとおりです。

内容	期間	参考
（1）質問受付期限	令和 7 年 5 月 3 0 日（金）17 時 まで（必着）	電子メールでのみ受け付け、6 月 3 日（火）までに町ホームページ にて回答公表
（2）参加表明書類 提出期限	令和 7 年 6 月 1 3 日（金）17 時 まで（必着）	郵送又は持参
（3）資格要件の確認結果通知	令和 7 年 6 月 1 7 日（火）まで	メールにて通知
（4）企画提案書類 提出期限	令和 7 年 8 月 4 日（月）正午まで （必着）	郵送又は持参
（5）プレゼンテーション	令和 7 年 8 月中旬※	説明 20 分・質疑応答 10 分 により実施 ※詳細は別途通知します
（6）結果通知 （プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月中旬	
（7）町内投票	令和 7 年 9 月中	デザインについての、町内投票を 実施
（8）最終決定	令和 7 年 1 0 月上旬	町内投票で最高票数を得たものを 契約候補者並びに採用デザインと し、結果を参加者に通知

スケジュールが変更になった場合は別途ご連絡します。

5. 書類提出

（1）質問に関する書類の提出

- ア. 質問がある場合は、質問書【様式 1】に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより提出してください。また、メール送信後はメール送信の旨を電話にて連絡してください。
- イ. 質問受付期間以外の質疑応答は行いませんので、ご了承ください。(電話・FAX・口頭含む)
- ウ. 回答は津野町ホームページで公開します。

(2) 参加申込書類の提出

次の①～⑨の書類を持参または郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）により提出してください。提出書類は各 1 部とします。

書 類 名	様 式	備 考
①参加表明書	様式 2	
②履歴事項全部証明書（原本）		発行 3 ヶ月以内のもの
③直前 2 年分の財務諸表類		貸借対照表及び損益計算書の写し
④納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）		発行 3 ヶ月以内のもの
⑤類似業務実績書	様式 3	
⑥キャラクターをデザインする者の実績	様式 4	自由記載
⑦協力事務所の概要	様式 5	協力事務所等がある場合は記入
⑧業務実施体制図、人員配置図	様式 6	業務を推進するための体制図を記入
⑨宣言・確約書	様式 7	

※ 申請書類に使用する印は、代表者印としてください。

(3) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加表明書と関係書類を審査します。申込者の資格要件の審査完了後、結果を申込者へ電子メールにて通知します。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知します。

(4) 企画提案書類の提出

提案数は 1 事業者 3 提案以内とし、次のア～ウを提案数分作成し、持参または郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）にて提出してください。

また、提案書作成にあたっては、別紙 1「津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作業務仕様書」を踏まえて作成してください。

ア. 企画提案書

①デザイン画

a. 基本パターン（1 パターン×4 方向（正面・左向き・右向き・背面））

キャラクターを直立させた時の正面・左向き・右向き・背面の 4 方向から見たデザインを制作してください。（仕様書に記載の「応用パターン」「表情」は企画提案書には不要です。

- b. 白色A4用紙を使用し、正面の1方向で1枚、左右両面と背面の3方向で1枚、合計2枚としてください。
- c. デザインはカラーとし、色の制限はありません。

②キャラクター名称等

キャラクターの名称並びに名称のロゴデザインのほか、制作したデザインの意図及びキャラクターの特徴・性格・プロフィール・ストーリーなど、デザインの補足説明なども簡潔にまとめてください。様式は任意様式としますが白色A4用紙で3枚以内としてください。

イ. デザイン概要資料

【様式8】に提案ごとに企画提案書の内容をまとめて作成してください。

※デザイン概要資料は町内投票の際に紙媒体で町民の方に配布しますのでご了承ください。

ウ. 経費見積書

- ①様式は自由とします。
- ②税抜き価格と税込み価格（税率は10%）の両方を表記し、代表社員を押印してください。
- ③提案限度額を超えないようにしてください。
- ④見積書には内訳として、別紙1「津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作業務仕様書」の「5. 業務の概要」に記載の（1）～（5）の項目に係る見積金額を記載してください。
なお、「（3）キャラクター・キャラクター名称の知的財産権取得・管理等に関する業務」については下記a～dを参考に商標登録出願及び登録料納付等に係る費用も記載してください。
- a. 2つのマーク（キャラクター画【図形】とネーミング【文字】の2つ）
- b. 区分数：各3区分
- c. 登録料納付：各10年分一括納付
- d. その他手続きをするにあたって必要な調査料等

（5）企画提案書作成にあたっての留意事項

- ア. 提案書はホッチキス止めのうえ、正本1部、副本12部を提出してください。なお、正本には法人名等を記載し、副本は法人名等を記載せずに提出してください。
- イ. 「デザイン概要資料」はPDFデータをメールでも提出してください。
- ウ. 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません。
- エ. 文字の大きさは11ポイントを基本としてください。
- オ. 類似したデザインがないか、可能な限り下調べを実施の上、提案書を作成してください。
- カ. 提出書類の取り扱いについては①～③としますのでご了承ください。
- ①提出された書類は返却しません。
- ②提出された書類は、必要に応じ複写（本プロポーザルでの使用に限る。）します。
- ③提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対

象文書になります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を【様式 9】により提出してください。開示・非開示の判断は、【様式 9】を参考に、同条例に基づき町が判断します。

6. 選考方法

(1) 審査委員会の設置

「津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作委託業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、評価等は別紙 2「審査基準表」に基づいて審査します。なお、審査は提案事業者単位ではなく、提案ごとに審査します。

(2) プレゼンテーション

ア. 提出された企画提案書に基づいてプレゼンテーションを行います。ただし、提案数が 5 提案未満の場合はプレゼンテーションを省略する場合があります。

イ. 提出された書類・プレゼンテーション内容について評価を行い、評価点が高いものから順に全提案の中から 5 提案程度を選定します。

ウ. プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおりです。

①準備 5 分

②説明 20 分

③質疑応答 10 分

エ. 出席者は 3 名以内とします。

オ. パソコンを使用する場合は、事前連絡の上持参してください。

カ. プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意します。

キ. プレゼンテーションの、結果等についての問い合わせには一切応じられませんのでご了承ください。

ク. すべての提案者にプレゼンテーション選考結果を通知します。

(3) 町内投票

プレゼンテーションで選定された提案について町内投票を実施します。

(4) 最終決定

町内投票の結果、最高得点を得たものを契約候補者並びに採用デザイン(以下「候補者」という。)とします。なお、投票数が同じだった場合は見積額が最も安価な者を候補者とします。

(5) 最終結果の通知

最終結果は参加者あてに通知するとともに、候補者を町ホームページで公表します。

7. 契約

- (1) 最終結果の通知後、候補者と契約交渉を行います。
- (2) 候補者との交渉が不調に終わるなどした場合は、審査委員会において次点とされたものと契約交渉を行います。

8. 著作権等について

- (1) 契約後、本業務の受託者は、仕様書に基づいて制作及び納品したデザイン等について、委託者が広報活動や商標化を行うなど、自由に使用できるよう、著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定する著作権者の権利を行使しないこととします。
- (2) デザイン等に関して受託者が有する著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡するものとします。
- (3) 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこととします。
- (4) 受託者は、当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとします。当該デザイン等が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害し、原著作物著作者等と受託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる一切の責任は、受託者が負うこととします。
- (5) デザイン等に関して受託者が有する商標権については、無償（手続きに係る費用含む）で受託者に譲渡するものとします。ただし、商標権譲渡にかかる手続きについては、別途協議させていただきます。

9. その他注意事項等

- (1) 提出書類に不備がある場合又は虚偽の記載がある場合は失格となります。
- (2) 提出書類について、提出期限を超えて提出する場合は失格となります。
- (3) 本プロポーザル（提出書類作成等）にかかる費用は全て申込者の負担とします。
- (4) 委託業務の実施に際して、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではありません。候補者選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、協議が整い次第契約を締結することとします。
- (5) 参加表明書の提出をもって、本要項のほか本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなします。
- (6) 提出後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めません。
- (7) 公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、また、審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けません。
- (8) 提案者が 1 者の場合でも本プロポーザルを実施することができるものとします。
- (9) 提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- (10) 次の事に該当した場合、提案者は失格になることがあります。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当した場合

(11) 本要項及び仕様書に定めるもののほか、変更があった場合は別途通知します。

(12) 参加申し込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退によって、今後町との契約等において不利益な取り扱いをすることはありません。

10. お問い合わせ先・各種書類提出先

〒780-0201 津野町永野 225-1

津野町役場まちづくり推進課 津野町オフィシャルマスコットキャラクター制作担当

電話：0889-55-2312、FAX：0889-55-2022（平日 8 時 30 分～17 時 15 分）

メール：machi@town.kochi-tsuno.lg.jp

以上